



竜王町公告第23号

令和6年度滋賀県竜王町職員（社会人経験者）採用初級試験公告

令和6年度滋賀県竜王町職員（社会人経験者）採用初級試験を次のとおり行います。

令和6年4月30日

竜王町長 西田 秀治



1 試験区分および採用予定人員

試験区分	行政	保健師	技師
採用予定人員	2名程度	1名程度	1名程度

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できます。

行政	学歴	学歴は問いません。
	年齢	昭和59年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
	職務経験	令和6年3月31日現在で、職務経験が継続して1年以上の期間がある人※ ※職務経験は、会社員、公務員、自営業者等（いわゆるアルバイト、パートタイマーについては含まない。）として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。 。 ※職務経験が複数ある場合は通算できますが、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一方の職務経験に限ります。 ※休業等（傷病休暇、退職、育児休業、介護休暇等）で実際に業務に従事しなかった期間が1箇月以上ある場合は、就業規則等で認められた場合であっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

保健師	学歴	学歴は問いません。
	年齢	昭和 59 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた人
	免許等	保健師免許を有する人
	職務経験	<p>令和 6 年 3 月 31 日現在で、職務経験が継続して 1 年以上の期間がある人※</p> <p>※職務経験は、会社員、公務員、自営業者等（いわゆるアルバイト、パートタイマーについては含まない。）として、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続して就業していた期間が該当します。</p> <p>※職務経験が複数ある場合は通算できますが、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一方の職務経験に限ります。</p> <p>※休業等（傷病休暇、休職、育児休業、介護休暇等）で実際に業務に従事しなかった期間が 1 箇月以上ある場合は、就業規則等で認められた場合であっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。</p>
技 師	学歴	学歴は問いません。
	年齢	昭和 59 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人
	職務経験	<p>令和 6 年 3 月 31 日現在で、職務経験（土木・建築分野に限る。）が継続して 1 年以上の期間がある人※</p> <p>※職務経験は、会社員、公務員、自営業者等（いわゆるアルバイト、パートタイマーについては含まない。）として、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続して就業していた期間が該当します。</p> <p>※職務経験が複数ある場合は通算できますが、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一方の職務経験に限ります。</p> <p>※休業等（傷病休暇、休職、育児休業、介護休暇等）で実際に業務に従事しなかった期間が 1 箇月以上ある場合は、就業規則等で認められた場合であっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。</p>

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 竜王町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 日時および場所

日 時	令和6年6月30日(日) 試験開始 午前10時00分
場 所	竜王町役場 205会議室他 竜王町大字小口3番地

(2) 試験方法

試 験		筆記試験
職務能力試験	時 間	10時00分～11時00分
	方 法	択一式
	内 容	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題(60題)
職場適応性検査	時 間	11時20分～11時40分
	方 法	択一式
	内 容	職務遂行に必要な適性について検査を行います。(150項目)

4 第1次試験の結果発表

令和6年7月中旬に受験者全員に通知するほか、竜王町総合庁舎前の掲示板および町ホームページに受験番号で発表します。

5 第2次試験

(1) 日時および場所

日時（予定）	令和6年8月10日（土） 試験開始 午前9時00分
場 所	竜王町役場 205 会議室他 竜王町大字小口3番地

(2) 方 法

論文試験 (9:00~10:00)	識見、思考力、課題に対する理解力および表現能力等について試験を行います。
口述試験 (10:20~)	人物について面接による試験（面接官による個別面談）を行います。

6 最終合格者発表

令和6年8月下旬に受験者全員に通知するほか、竜王町総合庁舎前の掲示板および町ホームページに受験番号で発表します。

7 合格から採用まで

試験に合格された方は、「採用候補者名簿」に登載され、その名簿の中から採用者が決定されます。名簿は、合格決定の日から1年間有効です。

採用予定は、令和6年10月1日です。

8 採用および給与

(1) 合格者に対しては、後日採用に関する通知をします。

(2) 給料は、竜王町職員の給与に関する条例（昭和40年竜王町条例第1号）に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定します。例えば、大学卒業後企業等に5年間勤務した27歳の人で、給料月額はおおよそ231,000円です。この他、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

なお、給料については、条例改正により変わる場合があります。

9 受験手続、受付期間等

(1) 申込書の請求

申込書は、町ホームページからダウンロードするか、竜王町役場総務課（蒲生郡竜王町大字小口3番地 郵便番号（520-2592））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者採用初級試験（行政、保健師または技師）申込書請求」と朱書きし、

返信用封筒（角型2号封筒＝33×24cm で、140 円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

(2) 受験の申込み

ア 申込書に必要事項を記入し、竜王町役場総務課に提出してください。

イ 申込書を郵送する場合は、封筒の表に「社会人経験者採用初級試験（行政、保健師または技師）」と朱書きし、受験票を送付するための返信用封筒（長3号封筒＝12×23.5 cmで、84 円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

なお、この場合は、書留等確実な方法をとってください。

(3) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を交付します。郵便による申込者には受験票を郵送しますが、令和6年6月7日（金）までに到着しないときは、竜王町役場総務課（電話 0748-58-3700）にお問い合わせください。

なお、受験票は受領後、最近6箇月以内に撮影した写真を貼って、試験当日持参してください。

(4) 受付期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月31日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）に受け付けます。（土曜日、日曜日および国民の祝日は受け付けできません。）

なお、郵送の場合は、締切日までに必着のものに限ります。

(5) その他

感染症、自然災害等により、試験を中止もしくは延期する場合または試験会場を変更する場合には、町ホームページへの掲載、別途申込者への連絡等によりお知らせすることとします。